

2014年度 IFA 年次総会 (ムンバイ大会) 報告会



1. 2014年度 IFA 年次総会 (ムンバイ大会) の開催にあたって

早稲田大学大学院会計研究科教授

(IFA 日本支部理事) 青山 慶二

2. 2014年度 IFA 年次総会 (ムンバイ大会) のテーマと報告分担

3. 議題1 「海外アウトソーシング問題 (戦略と解決策)」

4. セミナー A : アウトソーシングと CCA に関する VAT の取扱い

税務大学校研究部主任教授 小川 廣明

5. 議題2 「事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」

6. セミナー E : FA/OECD BEPS への取組みの進捗と行動6

7. セミナー J : IFA/EU BEPS 取組みの EU 法への影響

税務大学校研究部教育官 居波 邦泰

8. セミナー C 法人の課税上の居住地

税務大学校研究部教授 鍋谷 彰男

はしがき 本稿は、平成26年12月18日(木) IFA 日本支部・日本租税研究協会の共催で行われた2014年度 IFA 年次総会(ムンバイ大会) 報告会での上記各氏の報告をとりまとめたものである。なお、当日の報告は時間的な制約があったため、本誌掲載に当たり加筆をお願いして

いる。

本報告会では、藤井保憲氏(IFA 日本支部事務局長)の司会により、IFA 日本支部理事であり本部 P S C (Permanent Scientific Committee) メンバーである青山慶二教授からムンバイ大会の全体報告を頂戴した後、税務大学校

研究部の小川廣明教授，居波邦泰教育官，鍋谷彰男教授から，議題1および2を含む主要テーマセッションについてご報告をいただいた。

1. 2014年度 IFA 年次総会（ムンバイ大会）の開催にあたって

早稲田大学大学院教授 青山慶二



私は，PSC (Permanent Scientific Committee) のメンバーとして出席させていただいていますので，今回のムンバイ大会について，皆さま方の詳しい説明の前に一言ご説明させていただきます。

ここにちょうど，スライドが出ています。ご存じの方も多いと思いますが，これがムンバイのインド門です。海に面していて，イギリスの女王が上陸した所だそうです。

ムンバイでの IFA の全世界大会ですが，アジアで全世界大会が開かれるのは極めてまれです。ご案内のとおり，IFA の日本支部の幹部の方々が大変ご尽力されて，2007年に京都大会を開きました。その後久しぶりに，アジアに回ってきたということです。昨年からはインドの支部長をなさっていた Porus Kaka さんが，IFA の全世界のチェアマンに就任されました。その関係で，全世界のチェアマンを担いでの最初の年次総会を，インドで開催したということです。

先ほどご紹介がありましたが，Permanent Scientific Committee は，この年次総会で取り

上げるテーマを2つ選び，そこから派生したテーマを幾つか選んで，セミナーの形で並行して議論を進めます。

今回は，お手元にある Scientific Program の構成の下に行われました。今回の特色は，Subject 1 でクロスボーダー・アウトソーシングというテーマが取り上げられました。まさにインドが世界の IT 産業のアウトソーシングの中心にあって，いろいろな問題を直接抱えて処理に当たっています。

インドの支部がこのテーマをぜひやってほしいと Permanent Scientific Committee に提案しましたが，この背景には現在進行中の BEPS の問題が横たわっています。例えば，1つは PE の認定の問題があります。さらに移転価格，無形資産の問題もあります。そういったことで，これが非常に注目を浴びたテーマでした。併せて Qualification of taxable entities and treaty protection というテーマの2本立てで行われたわけです。

中身についてはこの後詳しい説明がありますので，私の方からは今後どのようなテーマが予定されているかを簡単にご紹介申し上げます。来年はバーゼルです。バーゼルでは，R&D のインセンティブについて議論します。パテント・ボックスなどが現在 BEPS の中でも議論されていますが，注目を浴びているテーマです。

もう1つは，納税者の権利の保護というテーマが設定されています。これも課税当局との関係で，納税者の権利保護が重要なテーマになっています。訴訟等が活発に展開される中で，この問題がクローズアップされてきたということです。

2年後は，マドリッドで行われます。マドリッドの IFA では紛争解決 (Dispute Resolution) と，国際課税における税をどのように定義するのかというテーマが選ばれました。

いずれも直近時点で，国際課税で主要になっているテーマが選ばれていますが，今ご紹介したバーゼルとマドリッドもテーマの背後には，

現在進行中の BEPS の取組みが強く意識されています。従いまして先ほど申し上げたテーマも、BEPS の問題提起を踏まえて議論され、BEPS の処方箋が既に出ていれば、それに対して意見の集約等の形で行われるのではないかと考えられています。

あと1点だけ付け加えます。IFA は全世界の年次総会の他に、地域単位でリージョナル IFA を開催しています。特に活発に行われているのは中南米、ヨーロッパ等です。アジアで、アジアパシフィック地域 IFA を開催する動きが強まりました。わが国からは、今日もお見えになっていると思いますが、南弁護士が委員でご出席されて、その代表として活躍されています。

来年4月にシンガポールで、第2回のアジアパシフィック地域 IFA が行われます。ここでのテーマは、居住地主義と源泉地主義の課税の

構図についてです。地域の IFA ですので、各国の地域 IFA の会員が出席して議論することになっています。IFA のホームページでもこれらが紹介されているので、ご参照いただければと思います。

以上簡単ですが、今回の年次総会と今後の予定等について説明しました。

2. 2014年度 IFA 年次総会（ムンバイ大会）のテーマと本日の報告分担

ムンバイ大会のテーマ及び本日の報告分担は、下記の一覧表に示したようになっているところであり、本日報告がないセッションについては、後日、税大ジャーナルで公表される「IFA ムンバイ大会の模様」をご覧になっていただきたい。

セッション	テーマ	本日の報告者
議題1	海外アウトソーシング問題（戦略と解決策）	小川廣明
議題2	事業体の課税上の取扱いと租税条約適用	居波邦泰
セミナー A	アウトソーシングと CCA に関する VAT の取扱い	小川廣明
セミナー B	資産の間接譲渡	-
セミナー C	法人の課税上の居住地	鍋谷彰男
セミナー D	裁判官によるセミナー	-
セミナー E	IFA/OECD BEPS への取組みの進捗と行動6	居波邦泰
セミナー F	モデル租税条約、移転価格等における国連と OECD との相違	-
セミナー G	無形資産に関連する課税問題	-
セミナー H	国際課税の最近の展開	-
セミナー I	租税以外の条約と課税	-
セミナー J	IFA/EU BEPS 取組みの EU 法への影響	居波邦泰

3. 議題1 「海外アウトソーシング 問題（戦略と解決策）」

税務大学校研究部主任教授 小川廣明



今回の IFA 年次総会（ムンバイ大会）には、私ども税務大学校から、今回4名参加させていただきました。その4名の中から、今日は3名がこの説明の場にお邪魔させていただいています。このようなお時間を頂き、またお集まりいただき、本当にありがとうございます。

(1) 各国レポートの総括

それではまず私の方から、議題1について説明します。議題1はアウトソーシングをテーマにしています。

まず、各国のレポートについての総括ですが、38カ国のブランチ・レポートの内容を、2人のプレゼンターが簡単に紹介しています。それぞれのテーマに沿って、スライドの内容を簡単に説明します。

まず1つは、各国がアウトソーシングを国内法の中でどのように取扱っているかについてですが、国内法については、各国は一般的な取扱いを特に定めたものではありません。

ただ輸出振興や経済振興の一環として、インセンティブを設けている国はたくさんあり、例えば、輸出振興を設けている国としてはスリランカやインド、経済振興の意味合いではインドやポーランド、シンガポールなどたくさんの国

があり、スペシャルエコノミックゾーンのようなものを設けている国もあります。それから同じような類型で、いわゆる R&D の税額控除を、わが国も含めて多くの国が設けています。

もう1つの観点として、抑制措置を設けている国もあります。これは例えば、低税率国との取引に対する租税回避規定を適用する国で、ウクライナやベルギーなど幾つかが例示されています。それから雇用を維持する税制として最近オバマ政権が提案している改正では、国内に雇用を呼び戻す観点で、例えばアウトソース費用の損金不算入を設ける制度がアメリカで議論されているようです。出国税については後ほど詳しく説明しますが、特に組織再編との関係でこういったものを設けている国もあります。

もう1つの観点が、PEの取扱いがアウトソースでどのようになるかです。これは本当に多岐にわたりますが、アウトソースについて、PEに関し特別な取扱いを設けている国はありません。しかしながら国によっては、受託製造をPE認定する国もあり、例えばイタリアやオーストラリア、ニュージーランド等がそのような取扱いをしています。

アウトソースした者が、品質管理や監督等のために定期的にアウトソース先の国に訪れることがよくありますが、それをもって「自由になる場所」ということで、恒久的施設（PE）になる可能性があります。

代理人PEについては、契約交渉への参加等の条件が国によって多岐にわたっており、例えばインドやイタリア、スウェーデン等については、契約交渉へ参加するだけで代理人PEと取扱われます。

注文取得代理人や在庫保有代理人の制度も、国によって異なっており、注文取得代理人が代理人PEに該当する国として、例えばチェコやわが国などがあります。

サービスPEについては、UNモデルのサービスPEの規定がありますし、OECDモデル条約のコメンタリーにおいてもサービスPEが説

明されています。そういった意味で、サービスPEを課税対象とする国がありますが、課税要件は183日を基準にしている例が多く、これも国によって状況が異なっています。

課税所得の算定に関しては、AOAが、現在2010年のモデル条約で規定されています。このAOAの受け入れと、経費等が配賦される際にどのような資料が必要かについても、国によって状況がかなり異なっています。

それからもう1つ重要な問題として、アウトソースについて、移転価格が問題になる場合があります。移転価格に関して各国のレポートの総論では、OECDガイドラインがおおむね遵守されていることが報告されています。しかしながら、例外的な国が幾つかあり、その代表的な国として、ブラジルなどが挙げられます。ブラジルは完全にはOECDガイドラインをフォローしていないのですが、具体的に申しますと、いわゆる利益法をブラジルの国内法で制度として認めていないと説明されています。

また、アウトソースなので、サービスフィーが支払われます。サービスフィーの基準や、アウトソースに関連して事業再編が行われる例がよくありますが、事業再編が行われた際の再編費用や、事業再編そのものの取扱いについても、各国でかなり異なっています。例えばサービスフィーについて、オーストリアでは単純な製造機能とそうでないものを区別していますが、単純な機能のサービスフィーについて、取扱いを区分している例があります。

ロケーションセービングの便益の帰属については、皆さまご承知のとおり中国や、今回大会が開催されたインドから、かなりアグレッシブな主張がなされていることが紹介されています。

それから対応的調整に困難を伴う国があることや、紛争解決手段、具体的には相互協議やAPA、セーフハーバーのルールなどもそのように位置付けられますが、こういったものについては、各国で経験の違いが相当あることが紹介されています。

アウトソースの重要な問題として、源泉税がアウトソースについてどのように取扱われるかがありますが、サービスフィーやロイヤルティーなどの対象範囲について、国によって源泉税の対象にするかどうかでかなり違いがあるという説明がありました。

それから特殊な例ですが、源泉税を租税回避の防止に利用する国があります。具体的には、オーストリアやフランスが例に挙がっていますが、独立企業間価格でアウトソースしていないときにみなし利益を認定し、それに対する源泉税が賦課される話だと思えます。このような形を通じて、源泉税をこういった手段に使う国があります。

それからもう1つのトピックとしては、CFC(外国子会社合算税制)があります。アウトソーシングの関係でCFCの対象国にアウトソースする例があるので、そういった意味で問題となります。

アウトソーシングが、CFCの適用対象になるかどうかについては、国によって相当違いがあり、例えば、製造アウトソーシングを適用除外とする国として、フィンランドなどがあります。

それからアウトソースの事業目的を検討して、判断する国もあり、例として挙がっていたのは、フランスやドイツです。

また、特定国に対するものを課税要件としている国もあるということで、例えば南アフリカなどが挙がっています。

このように、非常に多岐にわたっているという説明がありました。

(2) アウトソーシングの問題

まずパネラーの議論の導入として、アウトソーシングは企業がどのような形で行うのかの紹介がありました。アウトソーシングを企業のグループ内で行うときには、税の問題に直結していきます。

それから先ほど青山先生からもご紹介があっ

た BEPS の問題についてですが、BEPS プロジェクトの行動 7 にコミッションネアの利用問題が、テーマの 1 つに入っています。無形資産の移転価格の問題の検討に関連したものとして、行動計画の 8 です。9、10 も移転価格の問題に関連していることについての紹介が、冒頭ありました。

このパネルの中では 2 つの事例を利用して、アウトソースをそれぞれ行った場合、どういう問題が生ずるのかが議論されました。

まず 1 つ目は、自動車の製造販売会社が、海外の子会社に製造活動をアウトソースする事例です。もう 1 つが、保険会社が海外の子会社にコールセンター業務などをアウトソースする事例です。

具体的に図にすると、スライド 8 ページのようなものになります。(イ)が自動車のアウトソース製造の事例になります。CAR CO という R 国の自動車製造会社が、国内で製造していた工場を海外の子会社にアウトソースして、自社の所有権を維持したまま部品を提供して製造を行い、それを国内等で販売する事例です。

もう 1 つが、保険会社です。これはコールセンターだけではなく、例えばデータベースの維持や顧客対応全般を海外の子会社にアウトソースして、その子会社は親会社 I CO の名前で顧客と連絡対応を行います。契約関係は、当然ながら顧客と I CO の間で行われるという事例です。

(3) 事業目的とタックスプランニング

まず、アウトソースについての事業目的とタックスプランニングです。アウトソースは基本的にはコストの節減を目指すもので、税の目的だけで行うわけではありませんが、常にタックスプランニングを検討するという紹介がありました。

本来、アウトソースは、ルーティーンな活動を対象に検討するものであり、通常の場合はコアな活動をアウトソースするのではなく、ルー

ティーンな活動をするのが原則的な姿だと説明されています。

その際の重要な検討項目の 1 つに、源泉税があります。具体的には、アウトソースが源泉税の対象になるかどうかの観点です。技術役務を源泉税の対象にしている国もあるので、そういったものに該当するかどうかです。所得区分で、支払の性格を判定することになりますが、この点の検討が重要です。

ここで、インドの例が紹介されていました。非常に特殊な例として、技術役務の提供を海外からインドへ依頼する場合です。非居住者が依頼しているので、本来は相手の国で源泉徴収が行われます。それが一次的な源泉徴収ですが、インドにおいては、さらにインドの源泉税を課す制度があるという説明がありました。これは海外の非居住者に源泉徴収義務を課すので、コンプライアンスの担保が課題なのではないかというパネラーのコメントもありました。

スライド 10 ページに、典型的なアウトソース先国の源泉徴収税率の一覧表があります。若干特徴的な動きとして、源泉地国の源泉税率を引き上げる動きがあり、具体的には、南アフリカですが、2016 年以降、現在の税率がこのような形で改正されています。これは新しい傾向として注目に値するという、パネラーの意見がありました。

この一覧表は、基本的には主なアウトソース先が例示されています。ブラジルのパネラーが 1 人いて、自国の紹介としてブラジルは外為の管理が厳しいことと、条約の源泉税の軽減が非常に小さいなどの理由があって、国をまたぐアウトソースではなく国内のアウトソースが多いというコメントがありました。

(4) 事例への当てはめ

先ほど紹介した事例に、今までの話を当てはめてみます。

まずアウトソース製造の事例については、製造移管に対する対価が必要になるかどうかをま

ず検討する必要があること、こういう事例については一般的にはコストプラス法で、製造機能対価は適切な比較対象取引が選定できれば算定できるのではないかというパネラーのコメントがありました。

保険会社のアウトソース役務提供については、活動内容と比較対象取引の把握の状況によってはコストプラス法が最適とならない可能性があること、いずれにしても、第三者が役務を提供した場合と同一になる必要があるということでした。

(5) 源泉地国での課税問題

次は源泉地国から見た課税問題と、居住地国から見た課税問題です。まず源泉地国の問題ですが、アウトソース先の国において課税問題がどのように発生するかという問題です。

最初の問題は、PEの課税リスクについてです。アウトソースすることによって、事業を行う一定の場所に結び付く可能性があるかどうかですが、今例に挙げた2つの事例については、可能性は低いと結論付けています。

それから、委託製造における預かり在庫ですが、当然在庫を預かる場合があるので、各国のレポーターからは、このような状況があるとリスクが高まるという意見もありましたが、パネルの議論では、OECDのモデル条約そのものは、在庫の保管だけをもってPEとすることはできないという説明をしています。

更に、事業再編に関連した判例で、スペインなどで、PEを広く解するものがあるという紹介がありました。

サービスPEの課税については、各国で非常に多様な国内法の制度になっているので、まさに国によるということでした。

AOAに基づくPEの所得算定は新しい7条の考え方を紹介した上で、重要な人的機能に応じた利益を計算することとなるということでした。

今申し上げた、スペインの判例ですが、ス

インの最高裁が、2012年に出した判決のようですので、そのRoche事件の判例を紹介します。

この事件では、事業再編前は、スペイン子会社がスペイン市場向けに製造販売を行っていました。再編後はこの子会社がスイスの関連法人の受託製造会社となり、コストプラスで3.3%の利益の契約になっているようですが、同時に販売促進等の役務提供を行いそれに対して、2%のマージンをもらい、販売はスイス法人名義で行うとする契約を結んで、事業再編を行いました。その際、製品の保管場所も提供していた事例です。

判決では、各活動単独ではPEにならないと判定をした後に、販売促進契約と一体となった受託製造契約は代理人PEと認められるという判断を行ったものです。

パネラーからはもう1つ判例の紹介があり、今年出たもので、これはイギリスの子会社の事例だったようですが、そこでは代理人PEではなく、恒久的施設があると判定したため、スペイン最高裁が類似の事例について異なった判断を行った面白いものであるという紹介がありました。

いずれにしても代理人PEについてはイタリアの有名なフィリップ・モリスの事件だけではなく、このような事例もあるという紹介です。

税務上の制約、論点については、PEの費用として控除可能なものは、例えば本店からの管理費用の配賦などですが、ただ本店に対する内部費用（ロイヤルティーや利子等）は、現状においては金融業・銀行業を除いて認めていないという説明がありました。

また、PEに関しても、移転価格税制や過少資本税制の適用の可能性があります。

(6) 居住地国での課税問題

まず1つの観点として、出国税があります。多くの国では機能やリスクが海外に移転する場合、事業再編の対策税制等を有しています。OECDの移転価格ガイドライン第9章も、こ

の問題を検討しているということです。

幾つかの国では企業の出国税が制度化されていますが、ルーティンな機能をアウトソースする場合は TNMM を利用することによって対価の算定が可能となるので、このような状況では出国税が正当化されません。出国税が正当化されるのは、ここにあるような重要な無形資産やリスクが移転する場合のみであるという説明がありました。

次に、CFC 税制についてですが、低税率国に所在する子会社の利益が対象になってくるので、アウトソースする先に低税率国の子会社がある場合に CFC 税制の適用の可能性があります。

適用対象となるのは受動的な所得なのか、能動的な所得なのかがまず問題となりますが、受動的な所得であっても、そのどこまでが対象になるのか、経済的な理由の正当性に関するセーフハーバー条項などが問題点として検討されます。

その他の税制として、国によっていろいろな税制があるという紹介になりますが、低税率国へのアウトソースについて、損金性や条約適用に条件を設けている国もあります。それから本人の事業活動と深く関わるサービスの追加的要件を設けている国もあること、主たる目的が租税回避の場合、LOB 条項などによって条約適用に一定の条件を課す国もあります。

最後は国連の議論の紹介ですが、途上国のローカル通貨から見ると、欧米の割高な通貨を使うことで高コストになっているという議論が国連で行われています。

(7) 複雑なアウトソーシングの新たな事例

最後になりますが、複雑なアウトソーシングの新たな事例が1つ紹介されました。これは実は、BEPS 行動8の事例7を紹介しているものです。この事例は確定しておらず、まだ議論が行われているものという位置付けになっています。

具体的には、A社とB社が関連会社で、グループ企業間ですが、B社が既存のIP権（無形資産）とスタッフを持っていて、そのノウハウを使ってA社が資金提供等を全て行い、開発したIP（無形資産）をA社が法的に所有しライセンスを行う事例です。

結論としてはA社がB社に資金供与を行ったという判断になりますが、負担するリスクの調整を行った上で資金供与に対する対価の算定が必要だというものです。ただ、現状のOECDの議論は、特別な措置が必要という意見の国もあるようで、そういった点についてまだ議論が行われているということでした。

議題1の議論はこのようなもので、アウトソース全般についてかなり多岐にわたっておりまして、内容についても、国によって制度がかなり異なっていますが、簡単に紹介するとこのようなものになります。

4. セミナーA：アウトソーシングとCCAに関するVATの取扱い

(1) 外部委託の諸形態と、外部委託に係るカスケディング効果

続きまして、もう1つアウトソーシングに係ったセミナーがありましたので、アウトソーシングとCCAに関するVATの取扱いという、セミナーAの内容を紹介します。

このセミナーのテーマはVATです。アウトソースの形態は、Pure outsourcing, Co-sourcing, Shared service, このようなものがあるという紹介にとどめますが、そのときにカスケディング効果が発生する可能性があるというものです。

この事例のように、金融業がB to B取引の間に入った場合は税額控除ができないので、全体の負担税額が増えてしまいます。これを称して、カスケディング効果と呼んでいます。銀行が行う事業取引が付加価値税の非課税取引になっていることから、このようなことが起きる

ことになります。

簡単にその関係を絵にしたものが、21ページのスライドになります。金融業ではなく、一般の事業法人の場合はこのような形で全て課税取引の中で順次税額控除が行われるので、課税事業者が第三者に販売するときに負担される税額が全体の税額になるという構造です。

これに対して、間に銀行が入ったがために税額控除ができないので、全体の税額が44増えてしまっています(22ページのスライド)。これをどういう形で対処すればいいのかが、ここでの論点になります。

(2) 中立性回復のための各国の取組み

OECDの付加価値税ガイドラインにおいては、中立性原則が定められています。こういったことを排除する必要があるため、各国はさまざまな取組みを行っています。グループリーフや課税対象の拡大、ゼロ税率やみなし控除等の仕入税額面の措置、外部委託等への非課税の拡大など、国によってさまざまな取組みがあります。

ニュージーランドが採用している制度ですが、ゼロ税率の制度を使うと、銀行業の場合は効果的に排除できるという説明がありました。具体的にはスライド25ページの絵のとおりですが、ニュージーランドは実際の税率は15%なのですが、先ほどの絵に合わせて、税率を10%で説明しています。

特定の金融取引について、税率0%の課税取引に含める制度ですが、このような形を取ることによって、0%の課税取引なので最終的には絵のような形になって、先ほどカスケード効果と呼んだものがきれいに排除されます。金融業で生じているこのような問題に関しては、ニュージーランドのゼロ税率が非常に有効というのが、このパネルの結論になっています。

このパネルは実はこれ以外に、冒頭の表題に

あるCCA等をどのように取扱うべきなのかの説明もありましたが、議論の中では多くは触れていないので、今回は金融業のカスケード効果を中心に紹介しました。

私どもの紹介は、簡単ではありますが以上です。どうもありがとうございます。

(質疑応答)

(Q1) どうもありがとうございました。極めて明解な説明で、非常に聞きやすかったです。

最後の金融機関は仕入税額控除が取れないというところだけ、少し補足説明を頂きたいと思います。これはニュージーランドですが、わが国の場合も金融利子や保険は非課税です。ただ海外に関する分は課税しています。ここら辺との兼ね合いもあるのではないかと思います。どういう取引で仕入税額控除が取れないのですか。

(小川) この話は国内だけの説明です。VATの税制の中で、日本もそうですが、多くの国で金融や保険について非課税とする制度を持っていますが、そのときにこのような状況が生じます。

OECDのVATのガイドラインは中立性原則と言っているため、そこを手当てする必要があります。

ニュージーランドやオーストラリアも似たようなことを行っていますが、そういった制度を持っている国があるので、こういう制度があると紹介していたということです。

(Q1) 立ち位置がわかりました。これは純然たる国内の話ですか。

(小川) これは国内です。

(Q1) わかりました。

議題1: 海外アウトソーシング問題 (戦略と解決策)



1. 各国レポートの総括(続き)

- ❖ PEの取扱い
 - ❏ 受託製造をPE認定する国
 - ❏ アウトソースした者が品質管理、監督等のため定期的な訪問 → 自由になる場所を有すると認められる可能性
 - ❏ 代理人PEについて、契約交渉への参加等の条件は国により異なる(注文取得代理人等を含める国)
 - ❏ サービスPEを課税対象とする国の場合、期間要件は183日が多い
 - ❏ 課税所得の算定については、AOAの受け入れ、配賦時に必要な資料等に差

1. 各国レポートの総括(続き)

- ❖ 源泉税の取扱い
 - ❏ サービスフィー、ロイヤルティなどの対象範囲に違い
 - ❏ 源泉税を租税回避防止に利用する国
- ❖ CFCルール
 - ❏ アウトソーシングに対する適用について国により違い
 - ❏ 製造アウトソーシングを適用除外とする国
 - ❏ アウトソースの事業目的を検討する国
 - ❏ 特定国に対するものを課税要件とする国

1. 各国レポートの総括

- ❖ 国内法
 - ❏ アウトソーシングについて一般的な取扱い規定はない
 - ❏ 輸出振興、経済振興等の一環としてインセンティブを設けている国が多い
 - ❏ 抑制措置(低税率国との取引に対する租税回避規定の適用、雇用を維持する税制、出国税等)

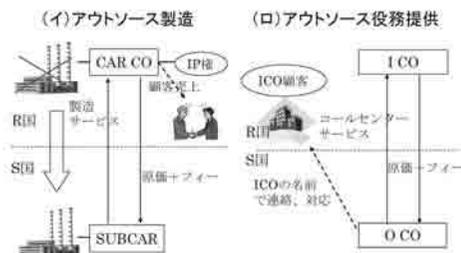
1. 各国レポートの総括(続き)

- ❖ 移転価格の問題
 - ❏ OECDガイドランを概ね順守
 - ❏ サービスフィーの基準、事業再編費用の取扱い等に違い
 - ❏ ロケーションセービング便益の帰属等について、中国、インドなどがアグレッシブな主張
 - ❏ 対応的調整に困難を伴う国
 - ❏ 紛争解決手段について、経験の違い

2. アウトソーシングの問題

- ❖ 企業グループ内でのアウトソーシング
 - ❏ 税の問題に直結
 - ❏ BEPSプロジェクトのコミッションア利用問題の検討(行動7)、無形資産の移転価格問題の検討(行動8-10)などに関連
- ❖ 二つの事例を使い検討
 - ❏ 自動車製造販売会社が海外子会社に製造活動をアウトソースする事例
 - ❏ 保険会社が海外子会社にコールセンター業務等をアウトソースする事例

2. アウトソーシングの問題(続き)



3.(1) 事業目的とタックスプランニング

- ④ タックスプランニング
 - ❏ 競争条件等にも影響
 - ❏ ルーティンな活動を対象に検討
- ④ 源泉税の検討
 - ❏ 所得区分(技術役員に該当するか等)
 - ❏ 非居住者に源泉徴収義務を課す国
 - ❏ 源泉地国の源泉税率に引き上げの動き

3.(1) 事業目的とタックスプランニング(続き)

主なアウトソース先国の源泉税率

区分	ブラジル	ロシア	インド	中国	南ア	
					現在	2016年以降
利子	15%	0-20%	5-20%	10%	0%	15%
ロイヤルティ	15%	20%	25%	10%	12%	15%
サービス	25%	20%	25%	10%	0%	15%

3.(2) 事例への当てはめ

- ④ アウトソース製造
 - ❏ 製造移管に対する対価の検討
 - ❏ コストプラス法で製造機能対価算定
- ④ アウトソース役員提供
 - ❏ コストプラス法が最適とならない可能性
 - ❏ 第三者が役員を提供した場合の結果との対比

3.(3) 源泉地国での課税問題

- ④ PE課税リスク
 - ❏ アウトソースが「事業を行う一定の場所」に結びつくか?
 - ❏ 委託製造における預り在庫
 - ❏ 事業再編に関連し、スペイン等でPEを広く解する判例(代理人PE又は一定の場所と判定)
 - ❏ サービスPE課税について各国は多様な国内法
 - ❏ AOAに基づくPEの所得算定(2010年新7条)

3.(3) 源泉地国での課税問題(続き)

- ④ Roche 事件(スペイン最高裁、2012年)
 - ❏ 事業再編前はスペイン子会社がスペイン市場向けに製造、販売を行っていた
 - ❏ 再編後、同社はスイス関連法人の受託製造会社(CP3.3%)となるとともに、販売促進等の役員提供を行い(RP2%)、販売はスイス法人名義で契約
 - ❏ 製品の保管場所も提供
 - ❏ 判決では、各活動単独ではPEとならないが、販売促進契約と一体となった受託製造契約は代理人PEと認められると判断

3.(3) 源泉地国での課税問題(続き)

- ❖ 税務上の制約、論点
 - ❏ PEの費用として控除可能なもの
 - ❏ 本店に対する内部費用は銀行業を除き、分担金のみ
 - ❏ PEも移転価格税制、過少資本税制の適用の可能性

14

3.(4) 居住地国での課税問題

- ❖ 出国税
 - ❏ 機能・リスクの海外移転、事業再編対策税制
 - ❏ OECD移転価格ガイドライン第9章
 - ❏ 企業への出国税一重要な無形資産やリスクの移転に対する対応
- ❖ CFC税制
 - ❏ 低税率国に所在する子会社の利益が対象
 - ❏ 適用対象は受動的所得vs能動的所得
 - ❏ 経済的な理由の正当性に関するセーフハーバ一条項

15

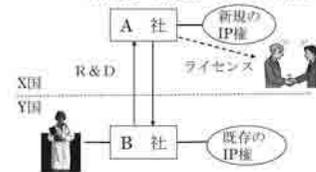
3.(4) 居住地国での課税問題(続き)

- ❖ その他の税制等
 - ❏ 低税率国へのアウトソースについて損金性、条約適用に条件
 - ❏ 本人の事業活動と深く関わるサービスの場合の追加的要件
 - ❏ 主たる目的が租税回避の場合—LOB条項、GAAR
 - ❏ 途上国のローカル通貨に比して、欧米の割高な通貨の使用により、途上国から見て相対的に高コストとの指摘

16

3.(5) 複雑なアウトソーシングの新たな事例

- ❖ BEPS行動8の事例7
 - ❏ A社がB社に資金供与との判断
 - ❏ A社が負担するリスクの調整が必要
 - ❏ OECDで議論中(特別の措置で対処?)



17

1.(1) 外部委託の諸形態

- ❖ 典型的な形態
 - ❏ Pure outsourcing(事業活動を第三者に外注)
 - ❏ Co-sourcing(事業活動を組織内及び第三者が共に履行)
 - ❏ Shared service(組織のある部門が他の部門のために事業活動を履行)

19

セミナーA: アウトソーシングとCCAに 関するVATの取扱い



1.(2) 外部委託に係るカスケード効果

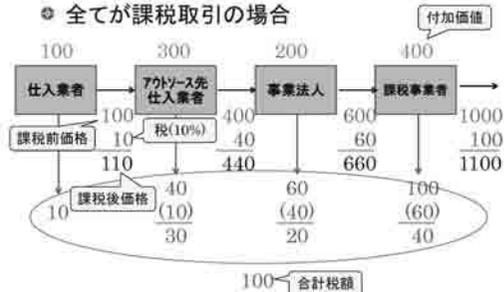
カスケード効果

- ※ 銀行の行う事業取引は付加価値税の非課税取引
- ※ 企業の取引連鎖の中に銀行が含まれる場合、銀行の支払った付加価値税が控除されことなく価格へ転嫁
- ※ 金融サービス部門が外部委託した場合、付加価値税負担が増加

20

1.(2) 外部委託に係るカスケード効果(続き)

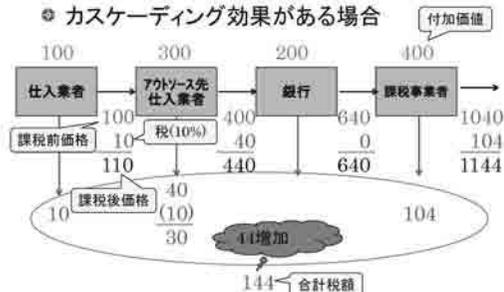
全てが課税取引の場合



21

1.(2) 外部委託に係るカスケード効果(続き)

カスケード効果がある場合



22

1.(2) 外部委託に係るカスケード効果(続き)

付加価値税の中立性原則

- ※ 付加価値税は課税事業者の負担となってはならないこと(Guideline 2.1)
- ※ 同等の取引を行う事業者は同等に課税されるべきこと(Guideline 2.2)
- ※ 付加価値税は事業上の意思決定に重要な影響を与えないこと(Guideline 2.3)

(OECD International VAT/GST Guidelines)

23

2. 中立性回復のための各国の取組み

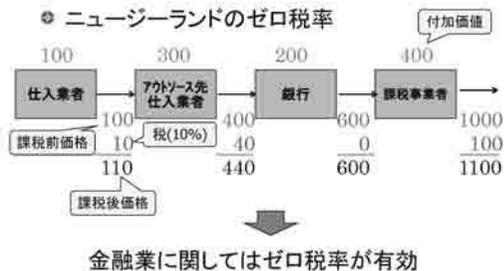
各国の取組み

- ※ グループリリーフ(関連者間取引の非課税)
- ※ 課税対象の拡大
- ※ ゼロ税率やみなし控除等の仕入税額面の措置
- ※ 外部委託や費用分担契約への非課税の拡大
(EU、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、カナダ、インド)

24

2. 中立性回復のための各国の取組み(続き)

ニュージーランドのゼロ税率



25

5. 議題2「事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」

税務大学校研究部教育官 居波邦泰



今回のムンバイ大会は、前回のコペンハーゲン大会に引き続き、BEPSの取扱いが重要なポジションを得ており、テーマの大半がBEPSに関わったものとなっています。このことは本大会の特徴のひとつとしてあげられることだと思います。

そこで、私からは2014年9月16日に公表されたBEPSデリバブルズ（成果物）を取り扱ったセッションのうち、議題2（ハイブリッド事業体と租税条約の取扱い）、セミナーE（OECDからのBEPSデリバブルズの解説）及びセミナーJ（EUの観点からのBEPSデリバブルズに係る見解）について、ご報告させていただきます。

(1) テーマのポイント

議題2の「事業体の課税上の取扱いと租税条約適用」の、テーマのポイントとしては、以下のことがあげられます。

- 多国籍企業グループでは、関連者間で国際取引を行うときに、パートナーシップの形態の事業体を設立することがよく見受けられる。我が国の任意組合や米国のLPS（limited partnership）等のパートナーシップは、一

般的に、パートナーシップの段階では課税がされずパートナーの段階で課税がなされることから、課税上「透明（transparent）」であるとされる。

- この取扱いは各国の税法によって異なることがあり、同一のパートナーシップが、ある国からは透明であっても、別の国からは「不透明（opaque）」であるということがあり得え、米国では納税者が選択できること（チェック・ザ・ボックス・ルール）になっている。
- このことから、パートナーシップを含むこのような性質の事業体は「ハイブリッド事業体」ともいわれ、租税条約ではその特典の付与に関して、各国のハイブリッド事業体に対する「事業体の認定」の取扱いを組み合わせることで、国際的な二重課税や二重非課税が生じることが認められている。
- このような「事業体の認定の抵触（conflicts of qualification）」に対しては、1999年にOECDからパートナーシップ報告書が公表されてはいるが、問題の完全な解決には至っていない。
- 本セッションは、この「事業体の認定の抵触」に対して、最近のBEPSにおける議論も踏まえ、その対処策について検討を行ったものである。

ここで重要なことは、「事業体の認定の抵触」に対して、1999年にOECDがパートナーシップ報告書を出していますが、それで解決したかという点、実はしていないということです。今回のジェネラル・レポーターである、オーストリアのウィーン経済大学のラング教授は、15年たった状況で、一度検討してみるべきだと言っておられました。

なお、ラング教授は、2015年1月14日にIFA日本支部と租研の共催で、ここでご講演をされますが、そのときに何かご示唆を示されるかもしれません。

(2) 「事業体の認定の抵触」の事例

この「事業体の認定の抵触」の事例として、当日のパワーポイントで示された事例を用意しました。

これは、P国で設立されたパートナーシップは、S国から受動的所得（利子又はロイヤルティ等）を受領する。他方で、そのパートナーは、R国の居住者である。R国及びP国は、パートナーシップを課税上透明な事業体（transparent entity）であるとみなすのに対して、S国はそれを不透明な事業体（opaque entity）であるとみなすというものです。

ここで問題は、S国が利子又はロイヤルティ等の支払に対して課税をするときです。R国及びP国は、パートナーシップを課税上透明な事業体であるとみなすので、S国は、その課税に対して、R-S租税条約を適用するのか、それとも、P-S租税条約を適用するのかという問題が生じてきます。これを判断するのが、「事業体の認定の抵触」の問題ということになります。例えば、この後出てくる韓国の事例では、最高裁まで上がった訴訟事件でこの問題が取り上げられています。

(3) 「事業体の認定の抵触」への対処策としての6つのアプローチ

本セッションでは、「事業体の認定の抵触」の問題に対して、以下の6つのアプローチが取り上げられました。

- ①アプローチ1－「従来の」OECDパートナーシップ報告書
- ②アプローチ2－純粹源泉地国アプローチ
- ③アプローチ3－韓国の判例：修正源泉地国アプローチ
- ④アプローチ4－インドの経験：OECDパートナーシップ報告書への留保
- ⑤アプローチ5－OECD / G20BEPS 報告書アプローチ
- ⑥アプローチ6－テラーメイド二国間条約

ソリューション

上記の6つのアプローチのうち、①から④までが、これまで実際に適用されてきたアプローチであり、⑤及び⑥は、これからの対処としてのアプローチといえるものです。2014年9月16日にOECDから公表された、今回のデリバブルズで公表されたBEPSへの対抗策といえるアプローチは⑤になります。これらについて、以下にみていきます。

①アプローチ1－「従来の」OECDパートナーシップ報告書

「従来の」パートナーシップ報告書でのアプローチでは、本質的に、事業体が設立された国の税法の目的に沿った方法で、事業体が認定されることを推奨していることが説明されまして、パートナーシップの所得が、パートナーに割り当てられるシナリオにおいては、パートナーの居住地国で課税されるべきであり、加えて、パートナーが租税条約の特典を受け取る権利を得るべきであるとされました。

したがって、このアプローチを前述の〔「事業体の認定の抵触」の事例〕に適用すると、事業体はP国においてパートナーシップとして設立され、P国からみて課税上透明であり、パートナーシップの所得がパートナーに割り当てられることから、この場合には、S国法人企業からの受動所得（利子又はロイヤルティ）の支払にはR-S租税条約が適用され、特典はパートナーに付与されることとなります。

これはパートナーの居住地国の課税権を優先したものとみられ、結論として「R-S租税条約」が適用されるということになります。

②アプローチ2－純粹源泉地国アプローチ

このアプローチは、ジェネラル・レポーターであるラング教授がこれまで支持してきたアプローチであり、実際の租税条約の適用場面においても採用されてきているものです。

これによると、ハイブリッド事業体は、源泉

地国自体の国内税法に忠実に従うことによって、純粋に源泉地国によって租税条約上の認定がなされるべきであるとするもので、源泉地国の課税権の適用については、源泉地国が判断するべきとして、源泉地国の課税権を優先したものと いえます。

しかし、ラング教授も認めています、これは、二重課税又は二重非課税のいずれかを引き起こす状況に対しては影響されやすい（これらを回避するための有効な手段とは言えない）ものであり、純粋源泉地国アプローチにはそのような問題があるとされています。

このアプローチを前述の「〔事業体の認定の抵触〕の事例」に適用すると、源泉地国であるS国は、P国のパートナーシップを課税上不透明としてみていることから、純粋源泉地国アプローチでは、S国法人企業からの受動所得（利子又はロイヤルティ）の支払に対してはP-S租税条約が適用され、特典はS国からみて納税者として認定されたパートナーシップに付与されることとなります。

純粋源泉地国アプローチでは、「P-S租税条約」が適用されるということになります。

③アプローチ3－韓国の判例：修正源泉地国アプローチ

このアプローチは、2010年10月に韓国の最高裁で判決が下された課税訴訟事件で適用されたものです。

この最高裁判決の争点を一言で述べると、韓国からベルギー法人に支払われたキャピタル・ゲインの受益者がケイマンのパートナーシップ（韓国の税法の下で不透明体）である場合に、韓国が当該支払に対して課税ができるかどうか争われた事件であります。

事実関係は、パワーポイント資料の取引図をご覧ください。米国（R国）の居住者が、ケイマン（P国）でパートナーシップを設立し、当該パートナーシップがベルギー（X国）で法人を設立する。韓国（S国）からベル

ギー法人へキャピタル・ゲインが支払われたが、韓国－ベルギー租税条約ではキャピタル・ゲインは源泉地国で非課税のため、これに対し韓国では課税されないと原告（ケイマンのパートナーシップ）が主張したということになっています。

これに対して、韓国の最高裁判所は、次のスライドをご覧ください。このスライドは、「経済的実質原則（Substance over form doctrine）」を用いて本件のベルギー法人は「導管体（conduit）」であるとし、キャピタル・ゲインがS国からP国に直接に支払われたとみなすことで、当該キャピタル・ゲインの支払に対し韓国－ベルギー租税条約の特典の適用はないと判断しました。

そして、当該キャピタル・ゲインの帰属に関しては、「OECDパートナーシップ報告書」には従わず、源泉地国である韓国の税法ではケイマンのパートナーシップを不透明体（課税対象）とみなしていることから、当該パートナーシップを納税者と認定する「ローンスター原則」を用いた上で、ラング教授の「源泉地国アプローチ」を採用し、「所得帰属の判定は国内法上の問題である」と判断して、租税条約の適用は「ケイマン－韓国」で行うとの認定を行いました。

したがって、韓国からケイマンの課税事業体へのキャピタル・ゲインの支払には、韓国で源泉課税されるとの判断がなされたわけです。

このアプローチ3は「源泉地国アプローチ」ではありますが、導管国を排除してこれを適用していることから、パネルはこれを「修正源泉地国アプローチ」と呼称したものと思われます。

この最高裁判決に対して、発表者の韓国の大学教授は、少し嘆いておられたところがありました。

④アプローチ4－インドの経験：OECDパートナーシップ報告書への留保

これについては、インドでは、源泉地国とし

ての課税権を確保するために、OECD パートナリーシップ報告書には根本的な欠陥があるとみなして、その適用を留保していることについて、事例を伴ってインドのパネルから説明がなされたというものです。

OECD パートナリーシップ報告書は、居住地国優先を原則としているものであり、源泉地国としてのインドとしては、その国際的課税権の確保の観点から、OECD が報告書を公表して居住地国優先をオーソライズしても、簡単には源泉地国としての課税権の放棄はできないことを示しているものだと思います。

⑤アプローチ5－OECD/G20BEPS 報告書アプローチ

このアプローチについては、パネルから、前述したとおり、OECD から2014年9月16日に公表された BEPS デリバブルズで、OECD モデル租税条約第1条(2)として策定されたものであることが説明されました。参考として、OECD モデル租税条約第1条(2)の仮訳を示すと、以下のようになります(①及び②と下線は、筆者付記)。

第1 条人的範囲

2. この条約の目的において、いずれかの締約国の税法の下で、①完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメントにより又はを通して得られた所得は、②締約国の居住者の所得であるとみなされるべきである。

ただし、その所得がその国の税制の目的で、その国の居住者の所得として取り扱わない場合だけは除く。

[この場合において、このパラグラフの条項は、どのような方法でも、締約国の居住者へ課税する権利を制限するように解釈されるべきではない。]

この新しい第1条(2)の特徴としては、①の下線部で明らかにおり、その対象は、パートナリーシップである事業体に限定はされず、「完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメント」となっており、すべての課税上透明な事業体及びアレンジメント(ストラクチャー)に適用することとされています。また、②の下線部で明らかにおり、これはこれまでのOECD パートナリーシップ報告書の取扱いとしての居住地国課税の優先を踏襲したものと思われませんが、この取扱いがコメントリーではなく租税条約上に明記されたことに意義があるということです。

これに対して、ラング教授は、この新しいアプローチが、これまでのOECD パートナリーシップ報告書の取扱いに法的なベースを与えることになった限りにおいては、その意味で本当に「改善された」ものであることを指摘されました。

しかしながら、彼は、それが米国モデル租税条約(2006)の第1条(6)によって触発されたものであると推測して、OECD モデル租税条約では米国と異なったコンテキストで解釈される必要があるとし、OECD モデル租税条約第1条(2)で「課税上透明である(fiscally transparent)」や「所得(income)」のような用語を使用することは、解釈上の困難をもたらすかもしれないとしました。

個人的な感想としては、これについては、これまでの居住地国優先の取扱いを踏襲しているわけですが、これがコメントリーではなく、OECD モデル租税条約上で明記されたことでの法的な強制力が生じるということになり、これに留保がなされないならば、結果として、執行上の問題が生じてくるのではないかと感じるようです。

⑥アプローチ6－テラーメイド二国間条約ソリューション

最後は、テラーメイド二国間条約ソリュー

ションですが、これは、パネルの一人から、二国間の交渉により事業者の認定の抵触を個別に取り扱うことで問題の解決をする二国間アプローチを提案したもので、そうであれば、二国間の交渉の持つ効果でその二国間の事情等に適応させた（仕立て上げた）解決ができるものと考えた解決策です。

これについては、本セッションの最後の各パネルからの意見において、ラング教授から、「テラーメイド二国間条約ソリューションは魅力的であるかもしれない。しかし、3,000以上の租税条約を改正することは現実的ではない。そして、これは今以上にもっと多くの争訟をもたらすだけであろう。それゆえに、モデル租税条約の改正が支持されるべきである。」との見解が示されており、個人的にその意見が妥当ではないかと思慮するところです。

6. セミナー E: FA/OECD BEPS への取組みの進捗と行動6〔租税条約濫用の防止〕

時間的にタイトですので、セミナー E に移ります。

(1) テーマのポイント

セミナー E は、IFA と OECD の合同セッションであり、前年のコペンハーゲン大会に続き、OECD の BEPS への取組みをテーマとしたものである。

今回は、2014年9月16日に公表された7つの BEPS デリバラブルズのうち、本セッションの前半で、行動1〔電子商取引課税〕、行動2〔ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の否認〕、行動5〔有害税制への対抗（中間報告）〕、行動8〔移転価格税制－無形資産〕、行動13〔移転価格文書化及び CBC Reporting〕及び行動15〔多国間協定の開発〕の6つのデリバラブルズについて、その概略が述べられました。

本セッションの後半で、残りの一つの行動6

〔租税条約濫用の防止〕について、かなり詳しく説明がなされ、具体的な2つの事例を用いてその妥当性等についても意見等が述べられました。

このように、いまご説明をしました議題2も租税条約を取り扱っており、セミナー E も租税条約濫用の防止について詳しく取り扱っており、租税条約が我が国でどの程度注目を集めているかということではありますが、世界的にはやはり重要なのだと痛感しました。

以下に、本セッションについては、行動6〔租税条約濫用の防止〕についてご説明をします。

(2) 行動6の勧告内容の特徴

行動6では、BEPS に関して租税条約の濫用を防止するために、その主なものとして以下の OECD モデル租税条約の改正案が示されました。

- 租税条約には国際的三重非課税の意図のないことの明確化〔前文の改正〕
- 租税特典制限 (Limitation-on-Benefits : LOB) ルールの導入〔第 X 条 1 項～6 項〕
- 主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) ルールの導入〔第 X 条 7 項〕
- セービング・クローズ (Saving Clause) の導入〔第 1 条 3 項〕

- ① 「租税条約には国際的三重非課税の意図のないことの明確化」については、OECD モデル租税条約の前文 (Preamble) について、明確に「三重非課税の機会を生じさせず」との文言を表記する、以下のような改正することとしました。

所得及び資本に対する租税に関する三重非課税の回避並びに脱税及び租税回避の防止のための A 国と B 国との間の条約

条約の前文

A国とB国は、

経済関係の将来的発展及び租税に関する協力関係の強化を希求するものとし、

二重非課税の機会を生じさせず、かつ、脱税又は租税回避（第三国の居住者の間接利益のためにこの条約により付与される特典を得る目的でのトリートメント・ショッピング・アレンジメントを含む。）により租税を減少させることなしに、所得及び資本に対する租税に関する二重課税を回避するための条約を締結することを意図し、

以下の事項について、合意するものとする。

〔合意内容を記述〕

これについては、ドラフトが示されたときに、そのようなことを書く必要はないのではないかという意見がかなりあったのですが、最終的に明確に表記された改正案に落ち着いております。

②次に、「租税特典制限（Limitation-on-Benefits: LOB）ルールの導入」については、OECDモデル租税条約に「第X条 特典資格条項（Entitlement to Benefits）」を新設し、その1項～6項までをLOBルールにあてがうこととしております（この仮訳については、「租税研究2015. 1（783号）」に掲載していただいておりますので、それをご覧ください¹⁾。

この「LOB条項」は、その1項を読み上げると「本条に別段の定めがある場合を除き、締約国の居住者が、特典を与えられる時点において、この第2項で定める『適格者（qualified person）』に当たらない者である場合は、さもなければこの条約で与えられた特典を享受する資格は有しない」と規定しており、2項でこの「適格者（qualified person）」が規

定されています。

つまり、「適格者」に該当しなければ、条約特典は受けられないと規定をした条項が「LOB条項」で、これは客観的基準といわれています。

LOB条項は、世界で最初に米国が米国モデル租税条約で1977年に導入したものでありますが、我が国の租税条約に「LOB条項」が存在していないのかというと、2004年発効の新日米租税条約で初めて導入がなされております。日米租税条約での導入後、日英租税条約（2006）、日仏租税条約（2007）、日豪租税条約（2008）、日瑞租税条約（2010）、日蘭租税条約（2010）等と、主要国との租税条約の改正時に徐々にではありますが、その導入が図られてきております。

③もう一方の「主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）ルールの導入」については、これは、「第X条 特典資格条項」の7項として導入がされました（この仮訳についても、「租税研究2015. 1（783号）」をご覧ください。）。

PPTルールは、たとえ「LOB条項」の規定で適格者に該当していたとしても、アレンジメントや取引が、条約特典を享受することを「主要な目的の一つ（one of the principal purposes）」としているのであれば、当該特典を付与しないとする規定です。

このPPTルールは、我が国の租税条約では、新日英租税条約（2006）、新日仏租税条約（2007）、新日豪租税条約（2008）等で取り入れられておりますが、日米租税条約では取り入れられておりません。

ドラフトの公表時には、LOBルールが客観的な基準であるのに対して、PPTルール

¹⁾ なお、「租税研究2014. 10（780号）」にもこの仮訳が掲載されておりますが、その一部に誤訳が存在しているため、「租税研究2015. 1（783号）」の仮訳か、租研のホームページから入手できる「租税研究2014. 10（780号）」のデータ（これは修正済み）を参照してくださるようお願いいたします。

は税務当局の主観的な判断、つまり恣意的な適用がなされる危険がある主観的な基準ではないかとの批判が聞かれたとされており、また、LOBルール及びPPTルールの双方を導入することは必要ないのではないかと批判がなされましたが、結果的に、「第X条 特典資格条項」にはこれら2つのルールが同時に導入される改正案が示されています。

なお、今回の勧告では、各国に対して「最低限必要な措置」として、以下のいずれかを租税条約に規定することが勧告されています。

- イ) LOB条項と主要目的テスト (PPT) の両方
- ロ) 主要目的テスト (PPT) のみ
- ハ) LOB条項と、租税条約上又は国内法上に導管取引防止規定 (限定的 PPT)

④最後に、「セービング・クローズ (Saving Clause) の導入」についてですが、これは、租税条約の適用に関して、国内法による BEPS への対応が的確にできることを確保することも必要であるとの判断の下に、OECD モデル租税条約第1条3項に導入されたものです。

この条項により、GAARを含める以下の国内法等について、租税条約が妨げになることがなくなることを、この勧告では指摘をしています。

- 一般的租税回避防止規定 (GAAR) の適用への妨げ〔租税条約の諸規定〕
- 外国子会社合算税制 (CFC 税制) への妨げ〔第7条及び／又は第10条5項〕
- 過少資本税制の適用への妨げ〔第24条4項及び5項〕
- 居住者事業体への制限的連結納税制度の適用への妨げ〔第24条5項〕
- 出口税又は出国税への妨げ〔第13条5項〕
- 配当をキャピタル・ゲインに転換して非課税にする取引への配当ストリップング・ルールの適用の妨げ〔第13条5項〕
- グランター・トラストルール等の所得の国内

割当ルールの適用の妨げ〔第13条5項〕

ここで指摘をしておきたいことは、主要先進国やインドや中国などの新興国、加えてアジアの中進国においても、既に GAAR の導入がなされており、その存在を前提としておそらく OECD での議論がなされているということです。将来的には我が国でも GAAR 導入の議論が必要だと思われるところです。

(3) LOBルール及びPPTルールを踏まえた事例

LOBルール及びPPTルールの導入に関して2つの事例が提示されました。パネルからは、これら事例に基づいて参加された国際課税の専門家の方々によく考えてもらいたいとの意向が伺えるところです。

①事例1：「地域統括会社 (Regional holding company)」

事例1は、地域統括会社の事例で、取引内容等は以下のようになっています。パワーポイント資料の取引図をご覧ください。

南アメリカと租税条約を締結していない X 国の居住者である X 社は、多国籍企業のトップ企業であり多くの国に子会社を有している。X 社は、南アメリカと租税条約のネットワークを持つ H 国に完全子会社の Hold 社を設立し、南アメリカの子会社の地域統括会社とした。H 国は、配当とキャピタル・ゲインを非課税とし、国外への配当支払に対し源泉非課税としている。

Hold 社は、南アメリカの子会社から配当を受け取り、それをグループの事業活動に投資するか X 社に送金している。Hold 社の役員たちは、その数人が H 国に居住しており、役員会等を H 国で開催している。

この事例に対し、パネルからは、以下のような疑問等が指摘されました。

- 米国方式の LOB 条項の下では、Hold 社は条約特典を得ることはできないが、LOB 条項

は客観的ルールであることから、なぜ、条約特典は否認されるのか

- Hold社にどの程度の実質 (substance) が備わっていれば、租税条約は認められるのか
 - 必要とされる実質的な機能は何か；どうであればシェルカンパニーではないのか？
 - 最小限必要な従業員数は？
 - 最小限必要な資本金の額は？
 - 他の事業目的は必要なのか？
 - ケース・バイ・ケースで判断されるのか？
- PPTルールにおいて、「主要目的のひとつ」と「唯一の目的」との違いはなにか
- 「実質 (substance)」の典型的なチェックリストとは
- LOBルールの下で又はPPTルールの下で、「実質 (substance)」は論証できるのか

この事例では、企業にとって、経済的な実質があるとしても、PPTルールの下で租税条約の適用が認められる「実質 (substance)」とは何なのかについて、明確な回答がほしいということだと思います。

最小限必要な従業員の数があるのか、最小限必要な資本金の額、他の事業目的が明確に必要なのか、これを、最終的にケース・バイ・ケースで判断されたら恣意性の塊になってしまうのではないかということに関して大きな懸念があることを、今回のセッションが指摘しているものと思います。

②事例2：「トータル・リターン・スワップ (Total return swap)」

次が、金融の1つの取引形態のトータル・リターン・スワップの事例で、取引内容等は以下のようになっています。パワーポイント資料の取引図をご覧ください。

T国-S国租税条約下では、ポートフォリオの配当に対して15%の税率で源泉所得税が課されている。しかしながら、R国-

S国租税条約の下では、源泉地国から居住地国の受益者である企業に支払われる配当は非課税 (0%) とされている。

T国の居住者であるT社は、S国の居住者である公開企業S社の10,000株に関して、R国の居住者であるR銀行と、トータル・リターン・スワップを締結した。

このトータル・リターン・スワップ契約には、契約期間においてS社の10,000株を所有する者の実際の損益をベースにして、T社又はR銀行にネットの支払がなされることが定められており、これには、R銀行に支払われるコミッションが計算上で考慮される。当該コミッションは、契約の締結時点でのS社の10,000株の市場価値と等しい額に対する当期の利子とおおよそ等しい額である。

(事例のポイント)

この事例2のポイントとしては、T社は、公開企業S社の10,000株を保有することのリスク (市場価値の大幅な下落等) をヘッジすることを目的として、このトータル・リターン・スワップを締結したものと思われるが、そのときに、R国の銀行との契約を選択して、R国-S国租税条約の特典 (配当に対する税率が0%) をこの中に組み込むことで、T国-S国租税条約の下で契約を組成した (配当に対する税率が15%) としよりも、負担を軽減しているわけである。

この事例に対し、パネルからは、以下のような疑問等が指摘されました。

- LOBルールは、このようなケースに対しては適用されないはずである
- それでは、新たなPPTルールの適用については、どのように考えるのか？
 - 同様のことは、バック・トゥ・バック・ローンでも生じることである

- 「経済的な導管体」をどう考えるのか
- トータル・リターン・スワップを事業活動のなかで締結している場合はどうなのか？
- 銀行が、相当の数のクライアントと同様な契約をしている場合はどうなのか？

これはLOBルールでは否認されないだろうというものです。トータル・リターン・スワップはご存じの方はわかると思いますが、もともとT社が公開会社の株を結構持っていて、リスクヘッジしておかないと、価値がいきなり半分やゼロになると企業として大きな痛手を被ります。リスクヘッジを掛けるときは、公開会社の設立国と租税条約上の特典を比較して、配当に対して0%の課税国との間で締結した方がベターです。T国だと15%の源泉徴収税が課されますが、R国との間でリスクヘッジするために、スワップで1,000株分をB銀行に持たせた形にして配当すると0%になります。

その上で、価値が下がった場合において、最終的にできるだけリスクを減らします。当然、儲かることもあると思います。こういった取引を、今回初めて考えたわけではありません。一般的な金融取引の一つであるし、バック・トゥ・バック・ローンでも同じことが生じているはずです。

この事例に対するパネルの意見としては、LOBルールの観点からでは、このようなケースに対して否認はされないはずだということです。世界中で、今までやっているからです。

新たなPPTルールの適用については、どのように考えるのか。もし否認するなら、バック・トゥ・バック・ローンまで否認するのか。経済的な導管体とリスクヘッジではなく、これを事業でやった場合も全部駄目になるのか。

あとは、銀行は相当数のクライアントと同様の取引をやるので、こういうものに対して今回のPPTルールがすべて駄目だと言えるのか。

このような事例に対しても、明確な回答が必要であるとパネルは考えているようです。

7. セミナーJ: IFA/EU BEPS 取組みのEU法への影響

(1) テーマのポイント

本セッションは、EUがBEPSへの対応策を示して、「これで皆さんどうですか」というようなものではなく、今回のOECDのBEPSデリバラブルズや今後において検討なされていく内容が、EU条約(EU法)に対して問題や懸念が生じるものではないのか、EU域内でOECDのBEPSの取組みに対してブレーキをかけることになるのかを見極めなくてはならないということが、セミナーJのポイントになっています。

全体的なスタンスとしては、OECDのBEPSの結論がEUと調和するものなのか、EU法の枠組みは、例えばECJ判決のこれまでの蓄積がありますが、そういったものが広範なBEPSの目的と整合性が取れるかについて、きちんと検討する必要があるということです。

本セッションについては、具体的には、①CFCルール、②有害税制(パテント・ボックス)への対応、③租税条約/EU指令への濫用、そして、④ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントについて、このようなスタンスからの検討を行っています。

全体的なスタンスとともに示されたのが、ビジネスからの要望です。ビジネスは、BEPSの取組みを支持します。しかし、ビジネスの観点からは、経済が成長し好景気であり、雇用が確保されることを望んで、当該取組みに対し、「確実性(Certainty)」、「予見性/一貫性(Predictability/consistency)」、「安定性(Stability)」及び「相応性(Proportionality)」についての確保を要求するということです。

(2) CFCルール

CFCルールは、租税回避の防止、利益繰延防止メカニズム又は実質基準のような各国によ

り異なった租税目的に合わせて構築されてきたものであり、それは「事業体アプローチ (entity approach)」と「取引アプローチ (transactional approach)」によっているものであるとして、このようなコンセプトを前提として、パネルからは個人的な考えであるとした上で、以下の意見が示されています。

- BEPS の行動 3 の下での勧告は、経済実質に合った課税への再調整という、BEPS のコア原則と合致したものであるべきであり、それを越えるべきではない。
- これらの理由から、「関連性/実質性ベース・アプローチ (nexus/substance based approach)」(CFC の事業活動とリンクしない所得を対象とするもの) が望ましい。
- 一方で、利益繰延防止メカニズムは適切ではない。

また、EU コミッションとしては、以下に示すこれまでの ECJ 判例の結論と整合的であることを重要視するであろうとされました。

- CFC ルールによる EU 域内での経済活動への制限は、「完全に人工的なアレンジメント (wholly artificial arrangements)」に限定されるべきである。
- 「事業体アプローチ」と「取引アプローチ」のどちらが望ましいのか？

(3) 有害税制への対応

① 「パテント・ボックス」制度の再検討

パネルから、有害税制への対応に係る BEPS の観点からの問題点としては、「パテント・ボックス」制度 (IP box regime) であるとの指摘がなされました。パテント・ボックスに関しては、現在、ドイツが英国に対して怒りを露わにしているという状況です。

そこで、EU における「パテント・ボックス」制度への対応として、すべての EU 加盟国

は、2014 年末までに「行動規範クライテリア (Code of Conduct criteria: CoC) の下で、各国の「パテント・ボックス」制度の再検討をすることとされています。これにより、EU 加盟国は政策的に責任を持って潜在的に有害であることの評価をすることになっています。

② 「修正ネクサスアプローチ (Modified Nexus approach)」

また、OECD の有害税制フォーラム (OECD Forum on Harmful Tax Practices: FHTP) は、「修正ネクサスアプローチ (Modified Nexus approach)」を新たなルールとして提案しており、これはパテント等の開発に費やされた R&D 支出 (R&D expenditure) の発生場所をベースにしてパテントの帰属を判定するアプローチです。

このアプローチは、知的財産のための優遇制度 (preferential regimes) が、R&D 支出に直接に関連する租税特典を要求していることによって、優遇制度がある法的管轄で実施される実質的な経済活動 (substantial economic activities) の存在を必要としていることを、制度的に確実にしようとするものです。

③ 国家援助 (State aid)

加えて、国家援助 (State aid) との関係についてですが、EU 競争法における「国家援助」は、単に国家が資金を与えるだけでなく、低い利子での融資、企業の負債の保証、国が経済的な利益を企業に差別的に与えることを意味しており、この国家援助の判定については、EU コミッションが許可権限を有しています。

EU コミッションの許可を得ていないすべての国家援助は違法とされ、違法とされたものは、既に援助が行われたものに遡及して、払い戻すことが要求されます²。

² 「JETRO ユーロトレンド」(2001)。

EU コミッションは、現在、特定企業（アップル [アイルランド]、スターバックス [オランダ]、フィアット [ルクセンブルグ]、アマゾン [ルクセンブルグ]）に対して、EU 競争法の国家援助の観点から「徹底的な調査 (in-depth investigation)」を実施しており、この結果如何では、これらの企業に対して、これまでの国家援助に当たる金額の追徴的支払（この場合には、金額をどのように算定し、どこに支払うべきか？）が要求されることが考えられます。

なお、これについては、ムンバイ大会終了後の2014年11月15日のネット・ニュース等で、「スタバの税優遇、欧州委『違法の可能性』」といった記事が配信されており、最終的に違法との判断がなされれば、これらの企業は多額の追徴的支払が課されるものと思われま

④まとめ

この有害税制への対応については、パネルにスイス人とドイツ人が参加していたこともあり、パネル間で意見が大きく異なっていました。

パネルからは、有害税制の禁止と国家援助の判定は、法的アプローチにおいて、前者はソフトであり、後者はハードであり、どちらも BEPS の目的には合致はしているものの、しかしながら、前者は将来的な対応であり、後者は適及的な対応であるとの指摘がなされていました。

最終的に、「パテント・ボックス」制度については、次回のバーゼル大会のテーマとして再度議論を行う機会があるので、結論はそのときとというようなことで締め括りがなされたところ

(4) 租税条約/EU 指令への濫用

2014年9月16日に公表された OECD の BEPS 行動 6 [租税条約濫用の防止] の勧告文書では、新たに OECD モデル租税条約に「LOB

ルール」及び「PPT ルール」を導入することとなされたところではありますが、このなかで「LOB ルール」については EU 法の観点（手続上の障碍となる）から検討を要するのではないかということが指摘されていました。

パネルからは、BEPS の行動計画は、濫用行為への対応手段の観点から、国家主権の浸食 (erosion of national sovereignty) を含意するものであるとの指摘がなされていました。そのうえで、パネルからは、EU 域内の市場統一のためには、濫用行為への対応レベル以上の国内税制の統合が必要とされるものであり、EU 及び BEPS スタンダードに合致するアグレッシブ・タックス・プランニングや濫用行為への対策は、EU 域内やスイスのような第三国との関係において、一定レベルのプレイング・フィールド（対応の場所）を創造するものであるとの考えが述べられました。

(5) ハイブリッド・ミスマッチ

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントに関しては、

- ①ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントから国際的²重非課税が生じていること
 - ②EU 親子会社指令及び BEPS 行動 2 の勧告文書の公表がなされたこと
- の指摘がなされました。

EU の国際的²重非課税に対するポリシーとして、① ECJ の判例においてダブル・ディッピングは EU の基本的自由の制約の下でも否認されること、②2013年11月に EU 親子会社指令の改正案が公表されたこと、③ EU 域内においてもクロスボーダーでの課税上の性格付けと取扱いの一貫性が要求されること、④税制の差異を利用して特典を得られないよう一貫性が要求されること等の説明がなされました。

（注）EU 親子会社指令の改正³

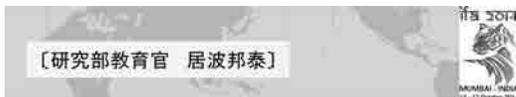
³ 出典：PwC, European Tax Newsalert「月刊国際課税」2014年1月号収録。

2013年11月25日に公表されたEU親子会社指令案が取扱われたが、これの主な改正点は、以下のとおりであり、EUは、現行の親子会社指令の租税回避規定に代えて、一般的な租税回避防止規定（GAAR）を追加するとしている。

- 租税回避に関する国内法又は協定ベースの規定の適用を排除しない。
- EU加盟国は、法令の目的・趣旨に反して、不適切な租税特典を受けることが主たる目的である（一連の）人為的な取決めには、親子会社指令の特典を付与しない。
- 経済実態を伴わない取引、スキーム、行為、

契約等は、（一連の）人為的な取決めに該当する等。

パネルからは、リンキング・ルールは、概念的には、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを無効化するに最適のメカニズムであるとの評価がなされ、これはECJの判例法のダブル・ディッピングのコア・コンセプトと合致するものであるとの意見が示されました。前述のECJの判例法のダブル・ディッピングのコア・コンセプトとも合致しているとの判断を含め、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントについては前向きなスタンスを感じました。



議題2 事業体の課税上の取扱いと 租税条約適用



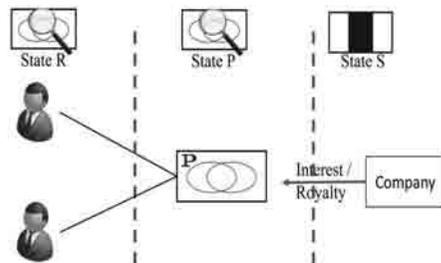
テーマのポイント

- 多国籍企業グループでは、関連者間で国際取引を行うときに、パートナーシップ形態の事業体を設立することがよく見受けられる。
- 我が国の任意組合や米国のLPS等のパートナーシップは、一般的に、パートナーシップの段階では課税がされずパートナーの段階で課税がなされることから、課税上「透明（transparent）」であるとされる。
- この取扱いは各国の税法によって異なることがあり、同一のパートナーシップが、ある国からは透明であっても、別の国からは「不透明（opaque）」であるということがあり得る。

テーマのポイント(続き)

- パートナーシップを含むこのような性質の事業体は「ハイブリッド事業体」ともいわれ、租税条約ではその特典の付与に関して、各国の「事業体の認定」の取扱いを組み合わせることで、国際的な二重課税や二重非課税が生じることが認められている。
- このような、「事業体の認定の抵触（conflicts of qualification）」に対しては、1999年にOECDからパートナーシップ報告書が公表されているが、問題の完全な解決には至っていない。
- 本セッションは、この「事業体の認定の抵触」に対して、最近のBEPSにおける議論も踏まえ、その対処策について検討を行ったものである。

1. 「事業体の認定の抵触」の事例



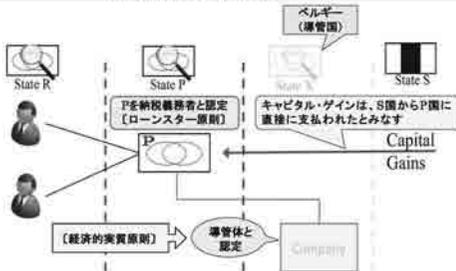
2. 対処策としての6つのアプローチ

- ① アプローチ1 - 「従来の」OECDパートナーシップ報告書
- ② アプローチ2 - 純粋源泉地国アプローチ
- ③ アプローチ3 - 韓国の判例：修正源泉地国アプローチ
- ④ アプローチ4 - インドの経験：OECDパートナーシップ報告書の留保
- ⑤ アプローチ5 - OECD / G20 BEPS報告書アプローチ
- ⑥ アプローチ6 - テーラーメイド二国間条約ソリューション

② アプローチ2 - 純粋源泉地国アプローチ

- ❖ 純粋源泉地国アプローチでは、ハイブリッド事業体は、源泉地国自体の国内税法に忠実に従うことによって、純粋に源泉地国によって租税条約上の認定がなされるとしている。
- ❖ これは、二重課税又は二重非課税のいずれかを引き起こす状況に対しては影響されやすい(これらを回避するための有効な手段とは言えない)。
- ❖ 上記事例では、P-S租税条約が適用され、特典はパートナーシップに付与される。

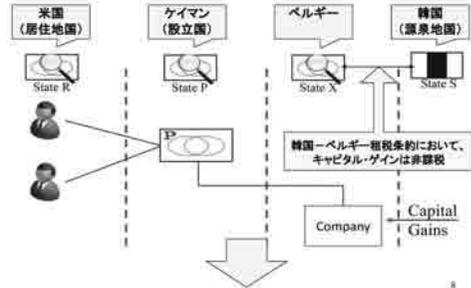
③ アプローチ3 - 韓国の判例：修正源泉地国アプローチ



① アプローチ1 - 「従来の」OECDパートナーシップ報告書

- ❖ OECDパートナーシップ報告書のアプローチでは、本質的に、事業体が設立された国の税法の目的に沿った方法で、事業体が認定されることを推奨している。
- ❖ パートナーシップの所得が、パートナーに割り当てられるシナリオでは、パートナーの居住地国で課税されるべきであり、加えて、パートナーが租税条約の特典を受け取る権利を得るべき。
- ❖ 上記事例では、R-S租税条約が適用され、特典はパートナーに付与される。

③ アプローチ3 - 韓国の判例：修正源泉地国アプローチ



④ アプローチ4 - インドの経験：OECDパートナーシップ報告書の留保

- ❖ インドのポジションは、OECDパートナーシップ報告書の勧告を採用し、租税条約の特典はパートナーシップそれ自体には付与されるべきでないというもの。
- ❖ インドのパネルは、OECDパートナーシップ報告書が政策判断で推し進められたというLang教授らジェネラル・レポーターの批判に強く同意。
- ❖ 問題を解決するために司法による創造的な解釈を必要とするという限りにおいて、OECDパートナーシップ報告書には根本的な欠陥があるとみなした。
- ❖ 彼は、インドにおける裁判所の見解が、完全に整合性のないものであることを説明した。

⑤ アプローチ5 – OECD / G20 BEPS報告書アプローチ

- 2014年9月のBEPSの行動計画2のデリバラブルのPRAT2において、OECD モデル租税条約の改訂案として第1条(2)に規定されたもの。
- その特徴として、①この対象は、パートナーシップである事業体に限定はされず、「完全に又は部分的に課税上透明であるとして取り扱われる事業体又はアレンジメント」となっている。
- ②これまでのOECDパートナーシップ報告書の取扱いとしての居住地国課税の優先を踏襲したものと思われる。
⇒ 執行上の問題にはどう対処するのか？

11

⑥ アプローチ6 – テーラーメイド二国間条約ソリューション

- 租税条約は2つの締約国の間の徹底的な交渉(遣り取り)の結果であり、それはさまざまなモチベーションの産物である。
- 多国間ベース条約上で第1条(2)が採用されるなら、それは多国間での合意に関して非常に困難な問題を引き起こすもの。
- そこで、二国間交渉により「事業体の認定の抵触」を個別に取り扱うことで問題を解決する二国間アプローチが提案され、そうであれば、二国間交渉の持つ効果でその二国間の事情等に適応させた(仕立て上げた)解決ができるとした。

12



セミナーE: IFA/OECD BEPSへの取組みの進捗と行動6 [租税条約濫用の防止]



11

テーマのポイント

- OECDを中心に進められているBEPSへの取組みは、2014年9月に、15の行動計画のうち7つの行動計画に対して、[2014 Deliverables]という成果物(勧告等)が公表された。
- 本セッションでは、前半で6つの[Deliverables]をベースに、現状のBEPSへの取組みのポイント及び今後のフォローアップについて説明がなされた。
- 後半で、行動6[租税条約濫用の防止]について、その勧告の内容(OECDモデル条約の改訂及びそのコメントリーの内容等)に関してかなり詳しい説明がなされ、具体的な事例を用いてその妥当性等をも含めた意見等が述べられた。

11

1. 行動6の勧告内容の特徴

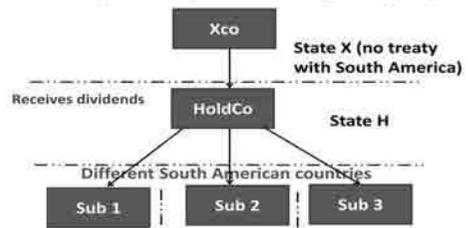
- 租税条約に国際的・二重非課税の意図のないことの明確化のために、その前文(Preamble)に「二重非課税の機会を生じさせず」と明記。
- 「租税特典制限(LOB)ルール」を導入。
- 「主要目的テスト(PPT)ルール」を導入。
- 「第三国の恒久的施設(PE)に係る新たな濫用防止ルール」の導入。
- 租税条約の規定と国内否認規定との関係を明らかにするために「セービング・クローズ」の導入。

15

2. LOB及びPPTルールを踏まえた事例①

[事例1: 地域統括会社]

Example 1: Regional holding company



16

〔事例1〕に対する意見

- Hold社にどの程度の実質(substance)が備わっているならば、租税条約は認められるのか
 - ・ 必要とされる実質的な機能は何か; どうであればシェル・カンパニーではないのか?
 - ・ 最小限必要な従業員数は?
 - ・ 最小限必要な資本金の額は?
 - ・ 他の事業目的は必要なのか?
 - ・ ケース・バイ・ケースで判断されるのか?
- PPTルールにおいて、「主要目的のひとつ」と「唯一の目的」との違いはなにか
- 「実質(substance)」の典型的なチェックリストとは
- LOBルールの下で、又は、PPTルールの下で、「実質(substance)」は論証できるのか

17

〔事例2〕に対する意見

- LOBルールは、このようなケースに対しては適用されないはずである。
- それでは、新たなPPTルールの適用については、どのように考えるのか?
 - ・ 同様のことは、バック・トゥ・バック・ローンでも生じることである。
 - ・ 「経済的な導管体」をどう考えるのか。
- トータル・リターン・スワップを事業活動のなかで締結している場合はどうなのか?
- 銀行が、相当の数のクライアントと同様な契約をしている場合はどうなのか?

19

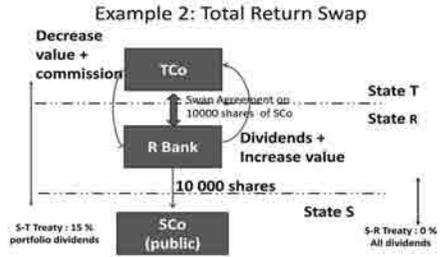
テーマのポイント

- EUは、2012年12月に「EUの租税不正及び脱税に対する34のアクションプラン」を公表し、これによりEU域内での取組みを、2013年7月のOECD BEPS行動計画と合わせて進めてきている。
- OECDは2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次の成果物(Deliverables)を公表したわけであるが、EUとしては、これまでのEUでの取組との整合性等を考慮して、今後、OECDからの勧告に応じた制度改正等を行っていくものと思われる。
- 本セッションでは、EU統一というEUのスタンスからのBEPSへの対応が示されたものといえる。

21

3. LOB及びPPTルールを踏まえた事例②

〔事例2〕: トータル・リターン・スワップ



18



セミナーJ: IFA/EU BEPS取組みのEU法への影響



国際課税

全体的スタンスと議論のポイント

〔全体的スタンス〕

- OECDのBEPSの結論が、EU法と調和するものなのか、EUの法的な枠組みが広範なBEPSの目的と整合性がとれるのかについては検討を要する。

〔本セッションの議論のポイント〕

- CFCルール
- 有害税制への対応
- 租税条約/EU指令への濫用
- ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

22

ビジネスからの要望

- ビジネスはBEPSへの取組みを支持するものの、ビジネスの観点からは、経済が成長し、好景気であり、そして、雇用が確保されることを望み、当該取組みに対し、以下についての確保を要求する。
 - 「確実性(Certainty)」
 - 「予見性／一貫性(Predictability/consistency)」
 - 「安定性(Stability)」及び
 - 「相応性(Proportionality)」

33

2. 有害税制への対応

- 有害税制へのBEPSの観点からの問題点としては、「パテント・ボックス」制度(IP box regime)があり、次のことが指摘された。
 - すべてのEU加盟国は、2014年末までに「行動規範クライテリア (Code of Conduct criteria : CoC) の下で、各国の「パテント・ボックス」制度の検討をすることが説明された。
 - OECDの有害税制フォーラムは、「修正ネクサスアプローチ (Modified Nexus approach)」を新たなルールとして提案しており、これはパテント等の開発に費やされたR&D支出 (R&D expenditure) の発生場所をベースにしてパテントの帰属を判定するアプローチである。

35

3. 租税条約／EU指令への濫用

- OECDのBEPS行動6とEU法との関係
 - 2014年9月16日に公表のOECDのBEPS行動6[租税条約濫用の防止]の勧告文書では、新たにOECDモデル租税条約に「LOB条項」及び「PPTルール」を導入することとされたが、このなかで「LOB条項」についてはEU法の観点(手続上の障壁となる)から検討を要するのではないかと。
 - パネルからは、BEPSの行動計画は、濫用行為への対応手段の観点から、国家主権の浸食(erosion of national sovereignty)を含意するものであるとの指摘がなされた。

37

1. CFCルール

- CFCルールについては、以下の指摘がなされた。
 - BEPS行動3の下での勧告は、経済実質に合った課税への再調整という、BEPSのコア原則と合致したものであるべきであり、それを越えるべきではない。
 - BEPS行動3の下での勧告は、資本輸入の中立性(CEN)のみではなく、資本輸出の中立性(CIN)からも受け入れられるものであるべきである。
 - これらの理由から、「関連性／実質性ベース・アプローチ」(CFCの事業活動とリンクしない所得をピックアップするもの)が望ましい。
 - 一方で、利益繰延防止メカニズムは適切ではない。
 - EUコミッションとしては、これまでのECJ判例の結論と整合的であることを重要視するであろう。

34

2. 有害税制への対応(続き)

- 国家援助(State aid)との関係
 - EU競争法における「国家援助」は、単に国家が資金を与えるだけではなく、低い利子での融資、企業の負債の保証、国が経済的な利益を企業に差別的に与えることを意味している。
 - この国家援助については、EUコミッションが許可権限を有しており、許可を得ていないすべての国家援助は違法とされる。
 - 違法とされたものは、既に援助が行われたものについて、払い戻すことが要求される。

36

4. ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

- EUの国際的二重非課税に対するポリシー
 - パネルからは、これについて以下の説明がなされた。
 - ① ECJの判例においてダブル・ディッピングはEUの基本的自由の制約の下でも否認されること
 - ② 2013年11月にEU親子会社指令の改正案が公表されたこと
 - ③ EU域内においてもクロスボーダーでの課税上の性格付けと取扱いの一貫性が要求されること
 - ④ 税制の差異を利用して特典を得られないよう一貫性が要求されること

38

4. ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント(続き)

● BEPS行動2 のリンキングルールの評価

- パネルからは、リンキング・ルールは、概念的には、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを無効化するのに最適のメカニズムであるとの評価がなされた。
- そのうえで、これはECJの判例法のダブル・ディッピングのコア・コンセプトと合致するものであるとの意見が示された。

29

8. セミナー C 法人の課税上の居住地

税務大学校研究部教授 鍋谷彰男



(1) テーマのポイント

私の方からは、セミナーC「法人の課税上の居住地」についてご報告します。

スライド2ページに、本セミナーのポイントを3つ示しています。

- 全世界所得課税（無制限納税義務）に服する内国法人（居住法人）の判定に関しては、各国国内法で規定しています。全世界所得課税（無制限納税義務）を負う法人の判定基準は、大きく分けて、1つは法人の設立場所（place of incorporation）、もう1つは事業の実質的管理の場所（place of effective management）の2つがあります。わが国の場合は、

本店所在地が国内にあるか否かによって、内国法人と外国法人を定義しています。各国の判定基準が必ずしも同じではないことから、同一の法人について異なる判断がされた場合は、複数の国で自国の課税上全世界所得課税を負うべき内国法人として、二重居住者、双方居住者と認定される可能性があります。逆に、どこの国でもその国の内国法人と判定されない、二重非居住者ということも考えられます。こういった問題が生じることとなります。

- 米国やイギリスでは特に租税回避防止の観点から、設立地基準又は管理支配地基準のいずれかのみで判定することとはしていません。また、管理支配地基準は事実認定によることになるため、税務調査において課税上自国法人と認定されても、外国で設立された法人に対して、自国の税法等を適用する上で各種の問題が生じます。制度の導入・適用は、実務のそのような問題を解決・考慮しなければならない点があります。
- このセミナーのまとめとしては、まずは二重居住者等の問題が発生しないように、納税者サイドで留意すべきことがあります。その一方で、問題が発生した場合の具体的な解決方法について、現行のOECDモデル条約では、法人が二重居住者と判定された場合の振り分けは、管理支配地基準によることとされています。

ます。先ほども申し上げたように、管理支配地基準そのものについてさまざまな問題があることから、OECD に対して基準の明確化や、より単純で明確な基準の検討、採用を求めるものであったと行うことができると思います。

これからの説明については、このセミナーの構成に沿った形でしたいと思います。このセミナーは、大きく分けて4つのパートで構成されていました。1つは「国内法における判定基準」に関すること、2つ目が「税務調査における問題点」、3つ目が「各国の裁判例及びそれを踏まえた指針」、4つ目が「租税条約上の問題」となっています。

(2) 国内法における判定基準

先ほど申し上げたように、全世界所得課税（無制限納税義務）を負う法人の判定基準としては、法人の設立場所（place of incorporation: POI）と、事業の実質的管理の場所（place of effective management: POEM）の大きく2つがあります（スライド3ページ）。

この2つの判定基準に関して、法人の設立場所は米国の国内法の取扱い、2つ目の事業の実質的管理の場所はイギリスの国内法の取扱いを説明します。

まず、米国の国内法の取扱いです（スライド4ページの(1)）。米国では、原則的な判定は設立地基準によるとされています。他方、租税回避防止の観点から、米国外で設立された法人であっても、一定の要件を満たす場合には、米国での課税上米国法人とみなされることがあります。その例として、内国歳入法269B条の Staped Entities に関する規定や、同じく内国歳入法7874条の Corporate Inversion 対策に関する規定があります。

Staped Entities と Inversion 対策の中身を、極々簡単に説明します。Staped Entities は、例えば米国で設立された法人と、米国外で設立された法人がある場合、それぞれの株式の過半

数を米国居住者が保有しており、かつ他方の法人の株式の売却なしには株式の過半数を売却することができないときは、米国外で設立された法人を米国の課税上、米国の内国法人と取り扱うものになっています。

また、Inversion 対策の規定は、米国法人が外国法人に取得された結果、外国法人の株式の80%以上が米国法人の元の株主によって保有されるときは、その外国法人を内国法人と見なすものになっています。

このセミナーの説明では、今申し上げた Inversion 対策に関しては、オバマ政権の2015年予算案で、取得後の株式保有状況にかかわらず、中心的な管理支配が米国内で行われていることと、実質的な事業活動が米国内で行われていることという2つの要件を満たす場合は、米国法人を取得した外国法人を米国の内国法人と取り扱うという提案がされているとの紹介がされていました。

次に、イギリスの国内法の取扱いです（スライド4ページの(2)）。イギリスは管理支配地基準と設立地基準を併用している形になっています。イギリスの場合は中心的な管理支配の場所という概念を用いています。この中心的な管理支配の場所については、「法人の事業運営に責任を有する最高権限（Highest authority which is responsible for running company's business）」により判定するということです。なお、英国は1988年から設立地基準を採用して、2つの基準を併用することとしています。

両国の取扱いを見てポイントとなるのは、いずれの国も租税回避防止の観点から、設立地基準又は管理支配地基準のいずれかのみではなく、それらを組み合わせて国内法の取扱いを定めているということです。

(3) 税務調査

このセミナーでは、スライド5ページの事例に基づいて、A国の税務当局が、どのような課税手法を念頭に税務調査を行ってくるかに関

する議論が行われています。

事例を簡単に確認します。Parent CoとFin Coの2つの法人があります。Parent Coは、A国で設立されています。Fin Coは、B国で設立されています。Fin Coの主要株主はParent Coで、100%所有されていると考えていいと思います。A国は高課税、B国は軽課税を行う国です。Fin Coの事業はグループ・ファイナンスを行っており、利子等の金融所得を得ています。Fin CoはB国居住の役員が1名いるのみで、従業員は他にはいません。その役員はParent Coが定めた厳格な投資指針を順守して、その事業を遂行することになっています。Fin Coは、B国に小さいながらも事務所があることが前提になっています。

実際にA国の税務当局がどのような手法を採り得るのかについて、以下の5つの手法が考えられるということで、各手法について説明が行われています（スライド6ページの(1)）。

① CFC テスト

1つ目がCFCテストです。わが国でいう、外国子会社合算税制の適用になります。これについては各国ともCFC税制に関する法的枠組みを整備して、管理支配地基準や、この後出てくる導管アプローチよりも取扱いが明確であるところから、実務上、税務当局はまずCFC税制を適用しようとするだろうという説明がありました。

② POEM テスト

次に、A国が管理支配地基準を採用している場合は、管理支配地基準によるテストが考えられます。特にB国がEU域内の国である場合は、Cadbury Schweppes事件の例によってEU法に抵触するとして、①のCFC税制が適用できない可能性があります。そのことから、A国の税務当局はFin Coの管理支配地国がB国ではなく、A国にあるのかどうかを検討するであろうということです。

ただ、Parent Coが定めた厳格な投資指針

があるといっても、Fin Coの役員がB国にあり、なおかつそこで通常的意思決定を行っていて、B国に事務所設備があることから、Fin Coの管理支配地がA国にあると認定するのは難しいという見解が示されていました。

③ 導管アプローチ

3つ目が導管アプローチです。GAAR(General Anti-Avoidance Rule)やSubstance-over-formの適用になろうかと思っています。Fin Coの存在を無視して、Fin Coに係る金融所得をParent Coの課税所得としようとするものです。これについても、例えばA国が国外所得免除方式を採用している場合は、A国が課税できるのはParent Coが金融所得を直接得た場合に限られます。またA国の税務当局がFin Coの存在を無視できるのは租税回避のために仕組まれたスキームであって、Fin Coに事業理由及びB国における実態がない場合に限られるので、これも適用が限定的という見解が示されていました。

④ PE テスト

4番目として、PEの認定の問題です。Fin Coの事業の一部がA国で行われている場合は、A国においてPE認定のリスクがあることとなります。この場合にはOECDモデル租税条約5条の1項(PEの一般的定義)と、同条4項の準備的・補助的活動の取扱いの明確な区分がポイントになるということでした。

⑤ 移転価格アプローチ

最後に、移転価格税制の適用です。基本的に全て又はほとんどの機能がParent Coにあって、Fin Coに十分な機能がない場合は、A国の税務当局はより多くの所得がParent Coに帰されるべきと考えて、移転価格課税を行おうとするだろうということでした。

実際の税務調査において、税務当局がこれらの手法・アプローチのどれを採ってくるかについては、その国の税制や個々の事実関係によることになろうかと思っています。納税者サイドとしては、例えばCFC税制の適用がなければ問題

ないという単純な考えではなく、このような複数の手法・アプローチがあることを認識しておくことが大事であろうと思われます。

次に、個々の事実関係が問題になるので、税務調査及びその後の訴訟も踏まえた証拠資料に関しては、以下の点に留意することが必要だという話がありました（スライド6ページの(2)）。税務当局としてはそれぞれの手法の適用の観点から、役員等の事業の管理者や、主たる従業員がどのようなことを実際に行っているのか、Eメールでどのようなやりとりがされているのか、弁護士や会計士といった専門家がどう考えているのか、またB国との間でFin Coの実態等に関して租税条約に基づく情報交換が可能であるのか、或いはB国にあるFin Coの事務所を実地に調査できるかが確認、検討されることになります。

次に、管理支配地基準によるテストが成功した場合に生じる問題です（スライド7ページ）。管理支配地基準が採用されている場合、管理支配地基準により本国居住法人だという認定がされたとしてもそれで終わるわけではなく、様々な問題が考えられます。例えば、所得の算定については本国の会計基準に基づくのか、外国の会計基準に基づくのか。A国で課税される所得が全ての所得になるのか、管理支配地に関連する所得のみであるのか。或いは、調査によって何年も遡って本国居住法人と認定された場合、例えばA国でParent Coの企業グループが連結納税を選択しているときは、Fin Coはいつからその連結法人に入ることになるのか。或いは、事業年度の途中で事実関係が変わって、

Fin Coが管理支配地基準を満たさなくなった場合の取扱いはどうなるのか。こういった、考えなくてはいけない、解決すべき問題がいろいろ出てくるということです。

(4) 裁判例に基づく指針

管理支配地基準に基づく法人の居住地の認定に関する、以下の各国での様々な裁判例が紹介されています（スライド8ページ）⁴。

- ・ 役員の居住地にPOEMがある（**壠**、**仏**、**英**）
 - ・ 株主の居住地にPOEMがある（**伊**、**蘭**）
 - ・ ハイレベルの意思決定が行われる場所にPOEMがある（**伊**、**英**、**瑞西**）
 - ・ 日々のマネジメントの場所にPOEMがある（**伊**）
 - ・ 機能の外部委託の場合に委託元法人のPOEMは委託先法人の居住地にはない（**仏**）
- 役員の居住地によって判断されている事例や、株主の居住地で判断されている事例など、管理支配地基準といってもさまざまな判断がなされているということです。

挙げられた裁判例は、個々の事実関係の詳細を確認できているわけではないので、事実関係の違いなど詳細を具体的にご説明できませんが、その国の制度、解釈、個々の事実関係によってさまざまな判断があり得るということです。

こういった裁判例に基づいた場合、納税者が居住地の問題を回避するために留意すべきこととして、スライド9ページのような事項が示されています。いずれも子会社の独立性、管理支配の実態をできる限り明確にするため、すなわち税務当局に疑義を持たれないようするための

⁴ 記載の国の順番に事件名等をあげると、以下のとおりである。壠：Fiscal Court of Appeal, 13 February and 18 March 2013, 仏：Administrative Court of Appeal of Nantes, 11 June 2008, SA Ana Holding, no. 06-1437, 英：Laesterstate BV vs. HMRC (2009), 伊：Provincial Tax Court of Savona, 8 March 2011, no. 46, 蘭：Supreme Court, 30 November 2012, BNB 2013/54, 伊：Corte di Cassazione, 24 July 2013, no. 32091, 英：Mark Higgins Rallying vs. HMRC (2011), 瑞西：Federal Supreme Court, 16 May 2013, 2C-1086/2012 and 2C-1087/2012, 伊：Provincial Tax Court of Macerata, 10 April 2013, no. 85/2/13, 仏：Paupardin Case (CE, 16 April 2012, no. 323592)

ものであると行うことができると思います。

いずれにしても特定の事実のみによって判断されるものではありませんし、ここに記載されたことだけを注意しておけば事足りることはないと思われます。個々の法人、企業グループ、所在地国の制度、執行等の実情に応じて対応を考える必要があると思われます。

(5) 租税条約上の問題

OECD モデルや各国が実際に締結した租税条約において、法人が租税条約の居住者に該当するかどうかは、まず各国の国内法の基準に基づき判定することとされ、各国の国内法の基準に基づいて判定したことによって、両国の居住者、すなわち二重居住者と判定された場合、どちらの国の居住者として取り扱うのかという振

り分け方法が別途定められています。

この二重居住者の振り分け方法について、OECD モデルでは事業の実質的管理の場所、すなわち管理支配地基準によることとされていますが、先ほど申し上げていますとおり、管理支配地基準自体必ずしも明確な概念ではなく、各国でさまざまな裁判例も発生しているといった状況を踏まえると、意義の明確化や二重居住者の振り分け基準の再検討、さらに国内的な解決手段の検討や相互協議による対応が必要であるという見解が示されています（スライド10ページ）。

以上、非常に簡単ではありますが、セミナーCの報告を終わります。ありがとうございました。



セミナーC 法人の課税上の居住地



1. 国内法における判定基準

(1) 法人の設立場所

(place of incorporation: POI)

→ 米国の例

(2) 事業の実質的管理の場所

(place of effective management: POEM)

→ 英国の例

【テーマのポイント】

- ・ 国内法に基づく判定基準により、二重居住者等の問題が生じる。
- ・ 管理支配地基準には、事実認定・証拠資料の問題のほか、これにより居住地を判定した場合の所得の算定・帰属等など、解決すべき問題がある。
- ・ 居住地の問題の解決のため、OECDは更なる指針を示すべきであり、振り分け基準のより単純化が不可欠である。

1. 国内法における判定基準(続き)

(1) 米国

原則、POIによるが、米国外で設立された法人であっても、一定の要件を満たす場合には、米国の課税上、内国法人とみなされる。

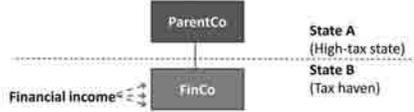
- ・ 内国歳入法 269B条 (Stapled Entities)
- ・ 内国歳入法 7874条 (Anti-Inversion)

(2) 英国

次のいずれかが英国内にあること。

- ① 中心的管理支配の場所
(place of central management and control)
→ 「法人の事業運営に責任を有する最高権限 (Highest authority which is responsible for running company's business)」で判定
- ② POI

2. 税務調査



【前提事実】

- ・ ParentCoは、FinCoの主要株主である。
- ・ FinCoは、B国で設立され、グループ・ファイナンス事業を行う法人である。
- ・ FinCoの唯一の役員(B国在住)は、ParentCoの厳格な投資指針を順守しなければならない。なお、FinCoには、他に従業員はいない。
- ・ FinCoは、B国に小さな事務所を有している。

2. 税務調査(続き)

- (1) A国の税務当局が採り得る手法
 - ① CFCテスト
 - ② POEMテスト
 - ③ 導管アプローチ
 - ④ PEテスト
 - ⑤ 移転価格アプローチ
- (2) 税務調査及び証拠資料に関する留意点
 - ・ 管理者及び主要な従業員に対する聴取
 - ・ Eメールの調査
 - ・ 弁護士又は会計士の意見書
 - ・ 他国との関係

2. 税務調査(続き)

- (3) POEMテストが成功した場合に生じる問題
 - ・ 所得の算定
 - ・ 所得の帰属
 - ・ 遡及した選択の可否
 - ・ 二重課税の排除
 - ・ 追加納付額に対する利子
 - ・ 課税期間を通じた居住地の非継続性
 - ・ 租税犯罪
 - ・ POEM基準不採用国における出国税

3. 裁判例に基づく指針

- (1) 各国の裁判例
 - ・ 役員の居住地にPOEMがある(独、仏、英)
 - ・ 株主の居住地にPOEMがある(伊、蘭)
 - ・ ハイレベルの意思決定が行われる場所にPOEMがある(伊、英、瑞西)
 - ・ 日々のマネジメントの場所にPOEMがある(伊)
 - ・ 機能の外部委託の場合に委託元法人のPOEMは委託先法人の居住地にはない(仏)

3. 裁判例に基づく指針(続き)

- (2) 居住地の問題回避のための留意点
 - ・ 親会社の支配(株主支配と事業支配の明確な区分)
 - ・ 子会社の役員の質
 - ・ 取締役会の定足数、開催地及び議題
 - ・ 電話による取締役会の危険性
 - ・ 取締役会の権限の侵害の認識
 - ・ 完全かつ正確な議事録の作成
 - ・ 補助的活動と戦略的意思決定
 - ・ POEMを証明するための事実の記録
 - ・ グループ内運営に関する規約の作成
 - ・ 各国における実質要件の遵守

4. 租税条約上の問題

〔二重居住者の解決策〕

- ① OECDモデル租税条約第4条におけるPOEMの意義(主要な管理及び営業上の意思決定)又は振り分け基準の優先度の検討
- ② 国内的な解決手段として事前確認、国内法上の振り分け基準、実務指針等
- ③ 相互協議手続(確実性・迅速性が必須)

(質疑応答)

(Q1) 最初の小川さんのところで、こういうことがあるのかと思いました。初めの所だけ教えてください。スライド3です。アウトソーシングに関して、抑制措置の中に雇用を維持する税制がありますが、これはオバマ政権の話をされたのですか。

海外だと、話がわかりやすいのです。海外に持っていくときに米国内の雇用が浸食されてしまうので、アウトソーシングに係る費用の損金不算入を講じようという話をされたように思いましたが、そこだけご説明いただけますか。そういう政策があったのかと思ったのです。

(小川) これは具体的には、Bring Jobs Home Act という法律に基づくものだという説明がありました。

Bring Jobs Home Act は、アメリカのオバマ政権の法律です。要するに、海外に出た雇用をもう一度アメリカに戻す政策の一部で、アウトソースについて抑制措置を講ずることによって、アメリカにできるだけ雇用を戻そうということです。

(Q1) そういう意味合いですね。ということは、米国内に雇用を確保せんがためにと。

(小川) はい。そのような取組みが、アメリカで行われているという説明です。

(Q1) 基本的に米国の税制は、リーズナブルな費用は認める、法外な金が掛かるものの以外は認めるということがありますが、アウトソーシングに係る費用の一部を損金不算入にすることはあるのですか。

(小川) あるという説明でしたが、具体的な条文を私どもの方で確認したわけではありません。もともになっているジェネラルリポートが、各会議の際に冒頭で配布されています。ジェネラルリポートの説明で、そのような記載になっています。

(Q1) 中国で損金不算入を認めない話がよくありますが、米国の場合はあまり聞いたことがありません。理屈に合うものは認める。ましてやアウトソーシングに係る費用の一部の損金不算入を明確化するようなことがあるのかなと思ったのですが、いずれにしろそういった報告があったということですね。よくわかりました。ありがとうございました。

(司会) 今、ジェネラルリポートの報告とありましたが、それと各国のブランチ・リポートの報告は、会員の方には回覧されています。その中に各国の状況などが、詳しく書いてあると思います。報告したものを、ご確認いただければと思います。